

○管理職手当に関する規則

平成7年11月1日

規則第21号

改正 平成19年4月2日 規則第4号

平成20年4月21日 規則第2号

平成21年4月16日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第16号）第25条の規定に基づき、管理職の指定及び管理職手当の額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理職の指定)

第2条 管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当を支給する職員の職は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 次長
- (3) 課長
- (4) 参事
- (5) 課長補佐

(管理職手当の額)

第3条 前条に規定する職にある職員に対して支給する管理職手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号にある職員には、その者の支給月額は、職務の級が8級の場合は58,300円とし、職務の級が7級の場合は53,100円とする
- (2) 前条第2号から第4号にある職員には、その者の支給月額は、職務の級が6級の場合は47,900円とし、職務の級が5級の場合は36,300円とする
- (3) 前条第5号にある職員には、その者の支給月額は、職務の級が4級の場合は30,300円とする。

2 前条各号の一に掲げる職の職員のうち、同条各号に規定する職を兼ねている場合においては、その兼ねる職にかかる管理職手当は支給しない。

(管理職手当の支給)

第4条 管理職手当は、月の1日から末日までの分をその月の給料日に支給する。

2 第2条に規定する職にある職員が欠勤等の事由により20日以上その職務を行わないときは、その月の管理職手当は、支給しない。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成19年4月2日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月21日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月16日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。